

仕様書

I. 工事概要

1. 件名
難波観光案内所リニューアル工事
2. 履行場所
大阪府中央区難波 5-1-60 南海ターミナルビル 1F
総合インフォメーションセンター難波内
3. 工事期限
平成 31 年 3 月 15 日まで（実工事は 3 日間程度の夜間工事を想定）
4. 工事概要
レイアウト変更に伴う接客カウンター、パンフレットラック、資料保管什器の入替えおよびパーテーション工事（詳細は別紙参照）
5. 入札上限額
6,600,000 円（税抜）

II. 特記事項

1. 施工条件
 - ・施工は平成 31 年 2 月 20 日～3 月 15 日の期間で、3 日間程度の夜間工事とし、工事日程については発注者と調整すること。
 - ・工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、発注者および建物管理者の承諾を受けること。
 - ・また実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、発注者および建物管理者の承諾を受けること。
 - ・施工時間は原則 21:00～翌朝 5:00 までとし、建物管理者の指示に従うこと。
 - ・施工にあたっては建物管理者が定める規則に従い行うこと。
2. 施工管理
 - ・工事にあたっては施工管理体制を確立し、品質、行程、安全等の施工管理を行うこと。
 - ・施工担当者に工事関係図書および発注者または建物管理者の指示を受けた内容を周知徹底すること。
 - ・日中の運営に支障をきたすことのないよう、作業終了後は片付けおよび安全点検を行うこと。
3. 安全管理
 - ・工事の施工にあたっては関係法令を遵守し、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害および事故の防止に努めること。
 - ・工事個所並びにその周辺にある既設構造物等に対して、支障をきたさないような施工方法を定めること。
4. 発生材の処理
 - ・什器等の新設および入替えに伴い発生する既存のカウンター、パンフレットラック、什器等は受注者にて廃棄すること。
 - ・発生材の処理は関係法令に従い、適切に処理すること。

5. 緊急時の対応

- ・発注者又は受注者は、業務遂行に障害等が生じた場合、もしくはその発生が十分に予見され、業務遂行に重大な影響を及ぼす恐れがある場合には、相手方に対して速やかに状況を連絡し、その対応について協議すること。

6. 損害賠償責任

- ・受注者及び業務従事者等が、発注者又は第三者に損害を与えた時は、発注者に責がある場合を除き、賠償責任を負うこと。

7. その他

- ・設計施工等の遂行にあたっては、発注者と十分に協議すること。
- ・設置するカウンター、パンフレットラック、資料保管什器およびパーテーションには中古品を使用しないこと。
- ・本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者にて協議の上、業務の円滑な遂行に努めるものとする。

以上